

第 1 号議案 P T A 会則改正（案）

■ P T A 会則改正の提案理由について

令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、学校諸行事の縮小等に伴いまして新曽小学校 P T A といたしましても、学校行事への関わり方、本部役員の在り方、運営方法等「新曽小学校 P T A 組織改革」等を議論し、令和 4 年度定期総会にて、会則・附則の大規模な改正を行い、今年度につきましては、現状に即した組織体制へと一部会則の改正を行います。

（会則・附則改正のポイント）

① 現状へと即した会則の詳細の内容改正

以下の各章・各条項を改正することとします。[改正部分を朱書き表示]

第 6 章 役 員 [第 1 0 条]

第 7 章 会 議 [第 1 7 条]

附 則 [慶弔規定]

戸田市立新曽小学校PTA会則

第1章 名称と事務所

第1条 本会は新曽小学校PTAと称し、事務所を新曽小学校に置く。

第2章 目的

第2条 本会は保護者・教職員及び地域の方々が協力・援助して、学校教育・運営等の充実振興と、児童の心豊かに健やかに健全育成等につとめ、会員相互の親睦と修養をはかることを目的とする任意の団体である。

第3章 方針

第3条 本会は次のような方針に基づいて活動する。

1. 教育を本旨とする自立独立の民主団体で、他の団体または機関の支配や干渉を受けない。
2. 第2条の目的達成のため活動するが、学校管理や教職員の人事には干渉しない。
3. 第2条以外の活動や、教育を本旨としない活動を目的とする他の団体との関係をもたない。また、営利を目的とする行為は行わない。
4. 法令を遵守するとともに、会員の主体性、自主性を尊重する運営を行う。

第4章 会員

第4条 本会の会員は本校児童の保護者と本校の職員とする。

1. 本会への入会を希望する者は、所定の届出書を提出する。
2. 本会から転居または自由意志によって退会を希望する者は、所定の届出書を提出する。卒業または、教職員の異動によって会員資格を失った者は自動退会となり、退会届出書の提出の必要はない。

第5章 事業

第5条 本会は第2条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 教育上必要な諸行事、諸会合の企画と開催。
2. 学校運営、教育活動等への援助、協力。
3. 学校及び地域の教育環境の研究指導及び改善、整備、協力。
4. PTA広報活動。
5. 会員相互の親睦と修養。
6. その他、本会の目的達成に必要な事項。

第6章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

- ◇ 会 長 1 名
 - ◇ 副 会 長 若干名（内1名は教頭）
 - ◇ 会 計 若干名（副会長による兼任を可）
 - ◇ 会計監査 2 名（本部経験者、副会長による兼任を可）
- 但し、会長以外の役職については、必要に応じて、その数の増減が出来る。

第7条 本会に顧問を置くことが出来る。

第8条 顧問は、学校長並びに会長歴任者がこれにあたる。
但し、会長として3期以上任務を遂行した者を名誉顧問とする。

第9条 本会の役員は次の方法で選出する。

1. 会長、副会長、会計は推薦書による自薦・他薦にて候補者を選出し、理事会に諮り総会の承認を得る。
2. 理事は、会長、副会長とする。
3. 会計監査は本部経験者の方が引き受ける。

第10条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長の不慮な事故等が発生した場合には代理する。
3. 平成22年度より副会長1名は任期を最低2年とする。
任期2年の副会長の選考方法は会長が中心となり副会長を招集、協議するものとする。
4. 理事は理事会において事業の企画立案をすると同時に会務を分掌する。
5. 会計は本会の会計事務を行う。
6. 会計監査は本会の会計事務を監査する。

第11条 役員の任期は1ヶ年とし再任を妨げない。

補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

但し、1月以降の補欠補充はしないものとする。

補欠役員の選出方法等については、必要に応じて理事会にて協議検討する。

第7章 会 議

第12条 会議は、総会、理事会とする。

第13条 総会は最高の議決機関であり毎年1回開く。予算の審議、決算の承認、会則の改廃及び主たる事業等については、会員の過半数の委任状を以って総会は成立し、総会出席者の過半数の賛同を以って議決する。
但し、必要がある場合は臨時に開くことが出来る。

第14条 理事会は会長、副会長、会計等で構成し、次の事を行う。

1. 予算、決算、事業の立案。
2. 緊急事項の処理。
3. その他必要な事項。

第15条 学校長及び顧問は臨時にこの会に出席して意見を述べる事が出来る。

第16条 本会の経費は会費、補助金及び事業収入等による。

第17条 本会の会費は世帯単位とし、年額2,000円をまとめて6月1日までに納入する。尚、やむを得ない理由により会費は免除する場合もある。

1. 途中入会については、所属機関を含めた期間の年会費までをまとめて納入する。
2. ~~退会については、所属機関以降の残金を返金する。~~

途中退会（転出）については、会員資格がなくなる為自動退会となり
残金の返金は行われない。

(会員所属機関) 4月 ～ 9月 1000円
 10月 ～ 3月 1000円 年間 2,000円

第18条 本会経費の支出については附則に定める。

第19条 決算は毎年度行い、会計監査は年2回とする。

第20条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 個人情報保護

第21条 個人情報保護法の改正・施行（平成29年5月30日）に伴い、この法律の内容を理解し遂行します。

1. 会員の個人情報の取得
新曽小学校PTA以外には使用しない。また、他の組織等へ流用しない。
2. 個人情報の利用
新曽小学校PTAの活動以外には使用しない。
3. 集約された個人情報の扱いについて
新曽小学校PTA会長が管理する。
管理するに当たっては、電子管理にはパスワードの設定をし、紙の場合は施錠出来るPTA管理庫に保管する。
4. 新曽小学校PTAで作成された役員名簿
総会資料記載の「PTA組織一覧表」及び「感謝状贈呈者一覧表」については、年度終了時に個々に廃棄する。
5. 個人情報の訂正及び削除
該当本人から個人情報の訂正及び削除を求められた場合には、これに応じます。

第9章 その他

第22条 この会則の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することが出来ない。

附則

1. 本会に必要な準則は別に定める。
2. 各部において定めた事項は役員会出席人数の過半数の承認を得なくてはならない。
3. 役員の所属決定について、希望を参考として行う。
4. 本会の経費支出については、次の通りとする。
 - ① 5,000円以上の場合は会長の承認を得る。
 - ② 5,000円未満の場合は会計の責任において支出できる。

(慶弔規定) 本会の会員及び児童の慶弔については次の通りとする。

~~1. 教職員に次の慶事がある時は祝金を本会より支出する。~~

~~◇結婚の場合 5, 000円~~

2. 本会は次の場合に弔意金を支出する。

◇会員（児童保護者・教職員本人）死亡の場合 5, 000円

◇児童死亡の場合 5, 000円

~~◇教職員家族死亡の場合 5, 000円~~

~~*教職員家族とは（実父母・義父母・配偶者・子供）~~

◇会員及び児童死亡の場合

状況により生花又は花輪等を出すことができる。

3. 教職員転任又は退職の場合には記念品を贈呈することが出来る。

4. 皆勤児童（無遅刻・無欠席）者がいる場合には、賞状と記念品を贈呈する。

5. その他特別の事情発生の場合には、理事会に諮り処理することが出来る。

(表彰規定) 表彰は対象者が下記の役を退く時に行うことが出来る。

1. 理事、会計を任期満了まで務めた場合。

2. 会計監査を務めた場合。

3. その他、会長が特に推薦する場合。

(令和3年度以降の役員選出、入会方法の扱いについて)

令和2年度以降、本会は、改めて任意団体であることの周知を行うと共に、入退会時における届出書の提出による意思確認を実施する。

本部、の在り方、役員選出方法について、第2条の目的を達成するに足り得る現状に即した体制への移行を協議する。

(新型コロナウイルス感染症及び災害時等の取扱いについて)

「会議（総会・役員会・理事会）」について

新型コロナウイルス感染症及び災害等の影響を受け、会議の開催が困難な場合、本会の意思決定については、書面による周知（ホームページによる告知・書面配布等を行い、一定の意見集約期間を設ける書面会議を経て、会議の成立とする。

「役員選出」について

新型コロナウイルス感染症及び災害等の影響をうけ、役員選出機会が設けられない場合は、各専門部役員の選出は行わない。この場合、学校行事等については、新曽小と協議し、必要に応じ、可能な範囲での会員への協力要請を行うこととする。

(令和2年度PTA会費の特例承認について)

新型コロナウイルス感染症の影響による学校休業期間を考慮し、令和2年度の会費について、第19条を改正し、月額200円の年額2,000円をまとめて7月31日までに納入する。尚、やむを得ない理由により会費は免除する場合もある。

平成	3年	5月11日	一部改定
平成	6年	5月21日	一部改定
平成	9年	5月17日	一部改定
平成	10年	5月16日	一部改定
平成	12年	5月26日	一部改定
平成	14年	5月17日	一部改定
平成	15年	5月16日	一部改定
平成	18年	5月12日	一部改定
平成	19年	5月11日	一部改定
平成	20年	5月 9日	一部改定
平成	21年	5月 8日	一部改定
平成	24年	5月18日	一部改定
平成	25年	5月 2日	一部改定
平成	26年	5月 2日	一部改定
平成	28年	5月 6日	一部改定
平成	30年	5月 2日	一部改定
令和	2年	6月30日	一部改定
令和	4年	4月28日	一部改定
令和	6年	5月20日	一部改定
令和	7年	4月28日	一部改定